

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」  
平成 16 年度報告書

所得格差の国際動向：経済協力開発機構の国際比較データから<sup>1</sup>

金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所）  
小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）  
山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部）

## 1. はじめに

高度経済成長により国民の生活水準が向上した 1960 年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」と考えられてきた。しかし橋木（1998）によると、我が国における所得分配の平等度の変遷を見ると、戦後 30 年間は平等度が高いものの、80 年頃から貧富の格差拡大により不平等度が拡大している。国際比較をすると、最近では、平等性が高い北欧諸国（スウェーデン等）や、北欧諸国の次に位置する中欧諸国（ドイツとオランダ）よりも不平等性が高いグループに属している。この結果から、「わが国の所得分配の平等度は、信じられていたほど国際比較上からも高くなく、平等神話の崩壊を予感させるものがある」という。

その橋木が指摘するように、所得格差の国際比較は容易ではない<sup>2</sup>。その理由として、所得は、①世帯単位と個人単位のどちらで把握するのか、②どの段階の所得（当初所得か可処分所得か）を把握するのか、③年収なのか月収なのか、等について、各国の統計でそれぞれの基準があり、これらを統一することが困難なためである。欧米諸国では、Luxembourg Income Study（ルクセンブルク所得研究、以下 LIS）や Eurostat において、各国・地域のジニ係数等の分析が可能であり、研究例も多い<sup>3</sup>。我が国を含めた形での所得格差の国際比較の研究例として、上記の橋木（1998）の他、経済企画庁経済研究所（1998）、太田（2000）、白波瀬（2002）等がある<sup>4</sup>。しかし、我が国は LIS や Eurostat にデータを提供していないため、欧米諸国間のみでの比較研究に比べて研究は多くはない。そのような中、経済協力開発機構（以下、OECD）では、加盟国の所得格差や低所得の動向を把握することを目的として、所得格差に関する研究を進めてきた。2004 年 11 月、その成果をまとめた最新の研

<sup>1</sup> 本論文は、平成 14～15 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』及び平成 11 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『活力ある豊かな高齢社会構築のための方策に関する研究』において行われた、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果を引用・活用した。また、各国データ及び我が国との比較については、OECD（2004）“Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s”の成果も引用・活用した。この場を借りて、御協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

<sup>2</sup> この他に、後出の OECD（1996）の他、太田（2000）、白波瀬（2002）、清家・山田（2004）等において指摘されている。

<sup>3</sup> ルクセンブルク政府と人口・貧困と政策研究センターの後援の下で行われている研究プロジェクトであり、主な国や地域の所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。欧米諸国を中心に 25 の国や地域が参加（所得データ等を提供）している。我が国は参加しておらず、アジアからは台湾が参加している。Eurostat では、加盟国のジニ係数を公表しているが、その基礎となっている調査は“The European Household Panel (EHP)”である。この調査は、EU 加盟の各国で統一された内容（世帯、所得、就業、健康等）の調査票で実施されるパネル調査である。

<sup>4</sup> 上記のうち、白波瀬（2002）は、厚生労働省「所得再分配調査」個票の再集計結果と、Luxembourg Income Study（ルクセンブルク所得研究）の各国の個票データを活用した形での国際比較を行っている。それによると、我が国の所得格差の程度はアメリカ、イギリス、スウェーデン、台湾と比較して中位にあり、決して極端に所得格差が大きいわけではないこと等を明らかにしている。

研究成果が公表された。この研究では、OECD 加盟国の内、我が国を含む 26 ヶ国の所得格差の状況、一部の国については時系列での分析を行っている。本研究班では、この報告書を入手した。報告の主なポイントは本報告書所収の橋本論文で述べられているところである。そこで、本論文ではこの研究結果の内容を若干詳細に紹介する形をとりつつ、OECD 加盟国の所得格差の状況等を紹介すると共に、所得格差におけるこれらの諸国内での我が国の位置について概観する<sup>5</sup>。

## 2. OECD による所得格差国際比較研究について

OECD はこれまでも、所得格差の国際比較研究を行ってきた。まず、Sawyer (1976) では、OECD 加盟国の所得統計等を収集し、1970 年頃の世帯所得の格差等に関する分析を行った。その中から我が国に関する結果を見ると、我が国の所得格差（ジニ係数）は世帯の可処分所得ベースで 0.316 と 12 カ国の OECD 加盟国のうち、オーストラリアに次いで低いものであった。なお、最もジニ係数が高いのはフランス（0.414）であった。この結果は日本の総中流社会、平等社会イメージにおいいうちをかけるものとなった<sup>6</sup>。ただし、ここで用いられた日本データは総務省統計局「全国消費実態調査」（1969 年）、「家計調査」（1962 年と 1972 年）の公表データであり、これらの調査が実施された当時は、我が国は高度経済成長の中にあり、それらの結果として、所得格差が最も小さくなる局面にあった。また、これらの調査では、前者は単独世帯の一部や農業世帯等が、後者は単独世帯と農家世帯等が調査対象外であった。これらの点から、結果の解釈には注意を要するものであった。

上記の研究は公表資料をベースとして行ったものであるが、所得格差の国際比較を正確に行うためには、各国の統計により異なる所得等の定義の統一に関する問題を克服する必要がある。OECD (1996) では、所得の定義、所得格差指標の算出方法等を統一し、LIS のデータを活用しつつ、加盟国から必要なデータ等を入手し、分析を行っている<sup>7</sup>。その中から我が国に関する結果を見ると、1980 年代半ばから 1990 年代半ばにかけて、我が国の所得格差は拡大傾向にあるものの、その程度は欧米諸国と比べて中位にあった。

この研究では、OECD 加盟国の所得格差の水準やその変化の動向を比較することが可能であった。しかしながら、高齢者といった特定の年齢集団の所得格差に関する比較研究はできない等の課題もあった。高齢者については、「引退期における所得保障政策の国際比較研究」等において所得格差の背景となる就業、経済状態等と政策課題を明らかにするための研究が行われており、高齢期（引退期）の経済状態の多様性が各国で見られることが明らかにされている<sup>8</sup>。これらを補うとともに、最新のデータを加えるとともに、対象国を拡大させることを目的として、最新の研究が実施され、2004 年 11 月に結果が公表された。この研究では我が国を含めた所得格差の水準、変化の動きの他、高齢者や現役世代の所得格差に関する分析が行われている。本論文の後半では、この報告書の内容の若干詳細な紹介しつつ、我が国における所得格差等の位置をまとめることにする。

## 3. プロジェクトの概要と内容について

### (1) プロジェクトの目的等

<sup>5</sup> 本研究班では、OECD 事務局から条件付きでの特別な許可を得て本報告書の和訳を行っており、その内容を次年度の総合研究報告書に掲載する予定である。

<sup>6</sup> 白波瀬 (2002) 参照。

<sup>7</sup> 日本データは経済企画庁経済研究所（現在の内閣府経済社会総合研究所）が総務省統計局「全国消費実態調査」の 1984 年と 1994 年の個票データを再集計し、必要な集計表を OECD に提出している。等価尺度による可処分所得や各種の所得格差等の指標が算出されているが、直接税や社会保険料は調査結果からではなく、調査時点の制度と所得額に基づく推計である。詳細は経済企画庁経済研究所 (1998) を参照。

<sup>8</sup> 詳細は OECD (2001)、山田 (2002)、清家・山田 (2004) を参照。

OECD 加盟国の所得水準や所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。今回は、OECD (1996) 等の成果を引き継ぐために、これまでの分析の枠組み（必要なデータ等）を基本的に引き継いでいる。データは 2000 年頃のものを追加するとともに、対象国の拡大も行われた。その結果、分析の対象国は OECD (1996) 当時の 12 カ国から 26 カ国<sup>9</sup>へと拡大され、時系列の分析も、最大で 4 時点（1970 年代中頃、1980 年代中頃、1990 年代中頃、2000 年頃）で可能になった。

## （2）使用データ

今回使用されたデータは表の通りである。所得が調査項目にある世帯調査を用いている国が多いが、パネル調査や税務統計を用いた国もある。我が国は、厚生労働省「国民生活基礎調査（所得票）」<sup>10</sup>の 1986 年、1995 年、2001 年調査（所得票）が用いられている。これについては、平成 14～15 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」において行われた、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果が引用・活用されている<sup>11</sup>（表 1）。

## （3）所得の定義、所得格差指標

この研究で定められた、所得や所得格差指標等の定義をまとめると以下のようになる。

まず、分析対象は個人であるので、一人当たり所得が用いられている。これは家計からの支出は、税や社会保険料を支払った後の可処分所得からまかなわれるからである。また、個人所得での分析では、データ利用の可能性の他、同居世帯員同士での世帯内所得移転の効果を見落とすことにもなるからである。一人あたり所得の算出に当たっては、個人が所属する世帯の規模の違いを考慮するために、等価尺度が用いられた<sup>12</sup>。等価弾性値は 0.5 であり、世帯所得を世帯員数の平方根で除する形で一人あたり所得を求めることとしている。

詳細な所得等の種類として、①雇用者所得、②事業所得、③財産所得（利子・配当金、家賃・地代、その他の私的移転）、④社会保障給付（公的年金・恩給、その他の社会保障給付）、⑤直接税（所得税、住民税、固定資産税）及び社会保険料の 5 種類となっている。特に、①は、分析の必要に応じて世帯主、世帯主の配偶者、その他の世帯員の雇用者所得に分類し直している。①から④までの合計から⑤を控除したものが可処分所得であり、基本的にはこの可処分所得を元に分析が行われている。ただし、直接税や社会保障による所得再分配効果を検証するため、①から③の合計を市場所得として定義している<sup>13</sup>。これは、就労や資産運用の結果生じる収入や企業年金等の私的移転による所得であり、税や社会保

<sup>9</sup> 日本の他、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ（日本以外はアルファベット順である）の 26 カ国である。ちなみに現在の OECD 加盟国は 30 である（今回の分析の対象外は、アイスランド、ルクセンブルク、スロバキア、韓国である）。

<sup>10</sup> 「国民生活基礎調査」は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。毎年、世帯と所得に関する調査が行われているが、3 年に 1 度、貯蓄、健康に関する調査票を加えた大規模な調査も行われている。2001 年の調査は、大規模調査年であり、世帯票、所得票、健康票、貯蓄票の他に、新たに介護票も作成されている。ちなみに、2001 年に行われた調査では、「世帯票」による調査は約 28 万世帯を、「所得票」による調査は約 4 万世帯を客体として行われた。

<sup>11</sup> 同研究では、平成 11 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「活力ある豊かな高齢社会構築のための方策に関する研究」の成果も活用している。

<sup>12</sup> 住居費等の世帯員全員で共通に消費する性格のものは、世帯員数が増加しても必ずしも比例的に支出が増加するわけではない、という考えを背景に採られている方法である。この研究では世帯員数の平方根で世帯可処分所得を除する方法が採られているが（詳細は Atkinson (1995) 参照）、世帯構成員の年齢別の生計費等を元に等価尺度を設定する方法もある（詳細は河野 (1987)、高山・有田 (1996) 参照）。

<sup>13</sup> 厚生労働省「所得再分配調査」で「当初所得」として定義されているものと同義である。

障制度が存在しない場合の所得である。

次に、所得格差の指標として、ジニ係数 (The Gini index) と MLD (The Mean Log Deviation、平方対数偏差)、SCV (Squared Coefficient of Variation、平方変動係数) の 3 種類が算出されている。ジニ係数は最もよく知られた所得格差指標であるが、MLD は人口構造に着目した要因分解が可能であり、所得格差を年齢階級別の貢献度に分解するという要因分解が可能である<sup>14</sup>。また、SCV は所得の種類別の要因分解が可能であり、「社会保障給付が高齢者の所得格差に与えた影響はどの程度なのか」という命題についての検証が可能である。なお、これらの指標の計算式は以下の通りである。

(a) ジニ係数

$$Gini = \left( \frac{2}{\mu \cdot n^2} \cdot \sum_{k=1}^n k \cdot W_k \right) - \frac{n+1}{n}$$

(b) MLD

$$MLD = \frac{\sum_{k=1}^n \ln \left( \frac{\mu}{W_k^*} \right)}{n}$$

(c) SCV

$$SCV = \frac{\text{var}(W_k)}{\mu^2} = \frac{\frac{1}{n} \sum_{k=1}^n (W_k - \mu)^2}{\mu^2}$$

注： $W_k$  は個人  $k$  の一人あたり所得、 $n$  は世帯員数、 $\mu$  は一人あたり所得の算術平均。なお、MLD の  $W_k^*$  は平均可処分所得の 1%未満の所得の者は、平均可処分所得の 1%に調整。

この研究では、所得格差指標の他に、貧困率を算出している。貧困率とは、一定の所得 (貧困線) 以下の所得しか得ていない者の人口に占める割合である。貧困線は可処分所得中央値の 50% で設定することが多いが、同中央値の 30%、40%、60% という基準もある。本論文では、等価可処分所得中央値の 50% を貧困線とした場合の結果を紹介した<sup>15</sup>。

さらに、時系列での分析を行うため、物価上昇への配慮を行うことが求められている。我が国の場合、消費者物価指数を元に、1994 年と 2000 年の所得を 1985 年価格に換算した (1994 年で 13%、2000 年で 14% デフレートした)。

(4) 集計表の作成

この研究では、加盟国に対して所得の定義等の他、集計表の様式を定めた仕様書を示し

<sup>14</sup> 所得格差変化の要因分解も可能であり、その方法は、U.S. Department of Commerce (1993) による。この方法による分析として小島 (2001)、小島 (2003) がある。

<sup>15</sup> 貧困率の定義と高齢者の貧困率の測定は山田 (2003) を参照。

ている。集計表は、上記の方法で算出された所得、所得格差指標等を年齢別、世帯構造別に集計するものである。また、等価可処分所得の所得十分位を元に、所得水準や世帯員分布に関する集計も指示されている。年齢別については、年齢総数の他、0～17歳、18～64歳、65歳以上の区分を原則とした集計となっている。世帯構造別では世帯主の年齢（65歳以上か否か）、子供の有無・数、就業者の有無・数を元に世帯構造が定義されており、これを元にした所得水準、所得格差、貧困率の集計が指示されている。

### 3. 所得格差の状況

#### (1) ジニ係数の状況

今回比較対象となった26カ国のジニ係数（各国データの最新年次、多くは2000年頃）の水準を見ると、平均でおよそ0.31となっている。しかし、最大で0.45を超える国（メキシコ）がある一方で、最低で0.25を下回る国（デンマーク）があり、各国間の格差が大きい。ジニ係数が低いのは、北欧および中欧・東欧諸国（オーストリア、チェコ等）であり、ジニ係数は0.26以下の水準にある。その他のヨーロッパ大陸諸国やカナダ等では0.26～0.31の水準にあり、アングロ・サクソン諸国（アメリカ、イギリス等）や南欧の一部（イタリア等）では0.31～0.36とジニ係数が高めに出る傾向がある。我が国のジニ係数はおよそ0.31（2000年）であり、アングロ・サクソン諸国の水準の下限に位置しており、上記のOECD加盟国の平均値にほぼ等しいところにある。これより、我が国の所得格差は今回の比較対照となったOECD加盟国の中では平均的な水準にあるといえるが、G7諸国に限定すると、高い水準にあるといえる（図1）。

#### (2) 時系列での変化

我が国の所得格差は拡大傾向にあることがしばしば指摘されている。OECD加盟国の中で見た場合、我が国の位置はどのようなところにあるのであろうか。各国のジニ係数の変化を、1970年代半ばからおよそ10年ごとの変化の傾向を見ると以下ようになる。1970年代半ばから1980年代半ばまでの変化を見ると、ギリシアでは大きな縮小を見せた一方で、アメリカやイギリスでは大きな拡大を見せている等、加盟国の間に共通する傾向は見られない。1980年代半ばから1990年代半ばにかけての変化を見ると、所得格差が拡大する傾向が共通して見られ、格差が縮小したのはオーストラリア等わずかであった。1990年代半ばから2000年頃にかけては、各国に共通した傾向は見られず、所得格差の変化がほとんどなかったか、わずかであった国がそれぞれ同じくらいの割合を占めている。我が国について1980年代半ばからの変化を見ると、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて、1990年代半ばから2000年頃にかけての両方で所得格差がわずかに拡大しているという位置づけになっている。前者は全体として所得格差拡大傾向にあり、後者は若干の拡大と変化なしの国がほぼ同じくらい存在する時期である。このことから考えると、我が国の所得格差はこの20年間で拡大傾向にあるものの、諸外国と比べて際だって大きな変化率を示しているわけではないことが分かる。ただし、G7諸国に限定した場合、高い伸びとなっている（表2）。

#### (3) 貧困率の状況

貧困率（各国の等価可処分所得中央値の50%を貧困線とし、これを下回る所得しか得ていない者の割合）を見ると、2000年頃のデータがないベルギーとスペインを除く24カ国平均でおよそ10%となっている。貧困率はデンマーク、スウェーデン、チェコ等で5%程度の水準にとどまる一方で、アメリカやアイルランド等で20%に近いか超える水準にある。我が国の貧困率は15%程度であり（2000年）、アメリカ等よりは低いが、イタリア、ポルトガルより高い水準にある。この貧困率は所得の中央値を基準とした相対的な概念であり、これが高いからといって、生存が脅かされる者が多いということではないことに留意する

必要がある（図 2）。

#### 4. 現役世代の所得格差

##### (1) 所得格差等の状況

OECD 加盟国では、高齢化が進んでいるとはいえ、人口構造の上では 18～64 歳の現役世代が最も多い。そのため、彼らの所得格差の動向等が、国全体の所得格差等左右するものと考えられる。現役世代のジニ係数の状況を見ると、既に述べた年齢総数ベースでの所得格差の場合とほぼ同じ傾向が見られる。我が国の位置についてみると、2000 年でおよそ 0.3 強の水準にあり、我が国と同じジニ係数の水準にある国として、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカといった環太平洋諸国とイギリス、アイルランド、イタリア、ギリシアがある。時系列の変化の傾向を見ると、1990 年代半ばから 2000 年頃にかけて OECD 加盟国の平均としてはわずかにジニ係数が上昇しており、各国別に見てもほとんどの国で同様の傾向が見られる（図 3）。

また、貧困率（2000 年頃）はベルギーとスペインを除く 24 カ国の平均で 8.9% となっており、年齢総数ベースよりも低い。時系列でみるとほとんどの国で上昇傾向にある。なお、我が国の貧困率はおよそ 13.5% であり、アメリカやアイルランドと同じ程度の水準にある（図 4）。

##### (2) 各種施策の効果

現役世代の所得源としては、就労によるもの（雇用者所得と事業所得）が大きなウェイトを占めていることは各国とも共通している。そのため、就労による所得の格差が現役世代のジニ係数や貧困率を左右し、ひいては一国全体の所得格差等にも影響を与えるものと考えられる。今回の報告では、就労に関する指標（労働力率（男女総数及び女性）、低賃金労働者の割合、無職世帯に居住する者の割合）と貧困率との関係を検証している。

労働力率と貧困率との関係を見ると、男女総数、女性の場合ともに極めて弱い相関となっている。女性の労働力率との関係から見ると、男性（配偶者）の所得が高い場合に、より所得の高い就業機会を女性が持っている場合が多いことが考えられる。このことが弱い相関につながっているのではないかと分析している。

次に、低賃金労働者（正規就業者の内、同就業者の平均所得の 3 分の 2 未満の賃金しか得ていない者）が正規就業者に占める割合と貧困率との関係を見ると、弱い相関が見られる。このことは、最低賃金の保証を整えることはもとより、高い賃金が期待される高い技能を持った労働力を多くし、生産性が高い経済を実現させることが現役世代の貧困を少なくすることを意味するものと思われる。

さらに、無職世帯に居住する者の割合と貧困率の関係を見ると強い正の相関が見られる。このことは、若年層を中心に①就労に必要な技能や意識を身につけさせる施策を実施すること、②効率的な労働市場を機能させること、③意欲と能力のある者には均等な機会を保証することといった施策が重要であることを物語っているものと思われる（図 5,6）。

#### 5. 子どもの貧困率

##### (1) 子どもの貧困率の状況

今回の研究では、年齢階級別のジニ係数や貧困率の算出が行われており、最も若い年齢階級として 18 歳未満が設定されている。これを子どもとして、その貧困率の国際比較が行われている<sup>16</sup>。OECD 加盟国の子どもの貧困率（2000 年頃）は、ベルギーとスペインを除

<sup>16</sup> 子どもの貧困率は、既に述べたように、一人あたり等価可処分所得中央値の 50% 未満の者の割合である。よって、絶対的な飢餓状態にある者を意味するのではない。18 歳未満の者の貧困率については、国連児童基金（UNICEF）でも分析しており、最新の成果として、UNICEF（2005）がある。

く 24 カ国の平均で 12.4%となっており、1990 年代半ばと比べて 0.7%ポイント程度上昇している。国別の傾向を見ると、全体としては年齢総数ベースの貧困率よりも低い傾向が見られる。特に、北欧諸国で 4%未満の水準で最も低く、フランスやスイス等がこれに続いている。最も貧困率が高いのはメキシコ、トルコ、アメリカであり、20%を超えている。我が国はおよそ 14%であり、ニュージーランド、イタリア、カナダ等に近い水準にある（図 7）。

## （2）所属世帯による違い

子どもの貧困は、その所属する世帯の家族構成、親の就業状態、税や社会保障による移転の大きさによって左右される。今回の研究では、子どもの貧困率を、その所属世帯別（両親のいる世帯、ひとり親無職世帯、ひとり親有職世帯）に分析している。まず、OECD 加盟国すべてに共通しているのは、ひとり親世帯における貧困率が高いことである。オーストラリア、カナダ、ニュージーランド等では 40%を超え、スペイン、日本では 50%に達している。次に、ひとり親世帯を親が有職、無職の別に分けると、ひとり親の無職世帯に所属する子どもの貧困率はさらに高くなっている。その水準は 20~90%と国により大きな幅があるが、子どもの貧困率の平均（およそ 12%）と比べると極めて高いことが分かる。特に、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、イタリア、アイルランド等では 70%を超える水準にある。我が国は 50%を超えるところに位置している。これに対して、ひとり親の有職世帯にいる子どもの貧困率は、両親がいる世帯の水準に近い。なお、我が国では、親の就業状態に関係なく高い貧困率となっている（図 8）。

こうした経済的に困難な状況に子どもに対して、税や社会保障による支援が各国で行われているものと思われる。これらの施策の効果を、市場所得ベースの貧困率と可処分所得ベースの貧困率との比較により計ることができる。その結果から以下のような傾向が明らかにされている。ひとり親無職世帯や両親のいる無職世帯の子どもの貧困率は、可処分所得ベースでも 20~80%の水準に達している。その一方で市場所得ベースでは 80%を超える水準にあり、税や社会保障が子どもの貧困率を引き下げる効果を発揮していることが分かる。特に、北欧のデンマーク、フィンランド、スウェーデンではその程度が顕著である。我が国は、アメリカやイタリアと共に市場所得ベース、可処分所得ベースともに貧困率の水準は大きく変化はしていないことが分かる（図 9）。

## 6. 高齢者の所得格差

高齢者の経済状態について、我が国については①平均所得は現役世代と遜色のない水準にあること、②所得格差は現役世代よりも大きいこと等が明らかにされている<sup>17</sup>。これまではデータの制約から、我が国を含めた形での高齢者の所得格差の国際比較は少ない<sup>18</sup>。今回の研究では、高齢者の所得格差についても我が国を含めた OECD 加盟国間での比較分析が行われている。その主な結果を見てみたいと思う。

### （1）高齢者の所得水準

前期高齢者に相当する 65~74 歳の所得水準を、高齢期に近く所得水準も高い 51~64 歳の所得に対する割合で見ると、各国ともどの年次においても 70~90%程度の水準に達している。特にオーストラリア、ポーランド、トルコでは 90%の水準に達している。時系列での変化を見ると、多くの国ではその割合はわずかに低下する傾向がある。我が国の位置を見ると、前期高齢者の所得は 51~64 歳の 80%程度の水準にあり、時系列で見ても安定的に推移している。この水準は 2000 年頃で見た場合、デンマーク、フィンランド、スウェーデ

<sup>17</sup> 厚生省（2000）、小島（2001）、内閣府（2002）、清家・山田（2004）等で明らかにされている。

<sup>18</sup> OECD（2001）、山田（2002）、白波瀬（2002）等があるが、研究例は少ない。

ン等よりも高く、カナダ、フランス、ドイツ、アメリカと同じ水準にあることが分かる（図 10）。

### （2）高齢者を取り巻く背景（所得格差につながるもの）

高齢者の所得格差の背景を考えると、①どのような家族構成で暮らしているのか、②何を所得源としているのか、が重要になるとしている。①は同居家族からの世帯内所得移転の他、世帯員（高齢者自身を含めて）の就業状況の違いが高齢者の所得格差の背景になるとしている。②については、社会保障と財産所得（私的移転）が高齢期の所得保障に重要な役割を果たすものであるとしている。

高齢者の世帯構造を、世帯主年齢 65 歳以上の世帯の世帯構造<sup>19</sup>で見ると、平均して 3 分の 1 程度の世帯が一人暮らし世帯であり（北欧等では 40% を超える）、その多くが無職世帯である。これらの世帯にはより高齢の女性が所属している場合が多く、経済的に不利な状況にあるのではないかと分析している。大人 2 人以上の世帯（高齢夫婦の世帯や三世帯世帯等）の割合はポルトガルで 80% を超える一方で、北欧では 60% 未満となっている。我が国は、大人 2 人以上の世帯に住む高齢者が多く、一人暮らしの世帯は 1 割程度となっている。これと類似の世帯構造を示しているのはメキシコ、トルコである（図 11）。

高齢期は就労からの引退期に入るため、高齢者の所得源として、社会保障給付と財産所得の役割が大きくなる。OECD 加盟国の平均的な傾向を見ると、前者は所得の 6 割、後者は 3 分の 1 を占めているものとしている。時系列では社会保障給付のウェイトが若干低下しており（我が国やノルウェーでは逆の傾向）、財産所得のウェイトが若干上昇している。各国別に見ると、社会保障給付と財産所得がどの所得階層に分配されているかを、疑似ロレンツ曲線で見ると、社会保障給付は所得がもっとも均等に分配された状態を表す 45 度線近くを走っているが、財産所得は大きな弧を描いている。その程度は可処分所得よりも大きい（ポーランドやフィンランドでは可処分所得に近いところに分布）。そのため、社会保障給付は中低所得層で手厚く分配され、財産所得は高所得層に手厚いことが分かる。我が国は、社会保障給付は 45 度線を少し離れたところに位置しており、財産所得は可処分所得よりも大きな弧を描いている。これより社会保障給付は所得格差を拡大させない方向に寄与しており、財産所得はその逆の方向に寄与していることが分かる。ただし、社会保障給付が現役時代の所得（保険料）の水準を反映する制度を有している場合、現役時代の所得格差が高齢期になっても持ち込まれることがあるとしている（図 12）。

### （3）ジニ係数と貧困率

こうしたことを念頭に置いて高齢者のジニ係数を見ると、全体として現役世代のジニ係数よりも低い国が多くなっている。我が国の場合は、アメリカ等と並んでこれに当てはまらない国とされている。時系列の変化を見ると、多くの国では 1980 年代半ばから 2000 年頃まで安定的に推移している国が多いことが指摘されている（アメリカ等ではわずかながら上昇）。我が国は高齢者のジニ係数は安定的に推移している国に分類されているが、1990 年代後半から 2000 年頃についてみると若干低下しており、高齢者のジニ係数については、他の OECD 加盟国と異なる様相を示している（図 13）。

高齢者の貧困率は、前述の子どもの貧困率よりも高く、平均で 14% 程度となっている。時系列では、その水準は各国で安定している。我が国の場合、高齢者の貧困率は 20% 台前半となっており、平均値を上回る。しかし、アメリカやオーストラリアと同じ程度であること（2000 年頃）、ギリシアなどで 30% を超える水準に達していることなどから、我が国

<sup>19</sup> この場合、非世帯主の高齢者（世帯主が子ども等の若年者）が含まれない他、高齢世帯主と同居している若年層が含まれてしまう。高齢者の家族構成を国際比較すると、欧米では一人暮らしや夫婦だけで暮らしている者が多いが、日本や韓国では三世帯同居が多くなる。詳細は内閣府（2002）参照。



の高齢者の貧困率が突出して高い訳ではないといえる（図 14）。

## 7. まとめ

上記の結果をまとめると、以下のようになる。

- ① OECD 加盟国の所得格差は 1990 年代後半から 2000 年頃にかけて緩やかな拡大傾向にあった。そのような中、我が国の所得格差は OECD 加盟国の中でも中位にあり、所得格差拡大のテンポも諸外国と比べて緩やかである。よって、我が国の所得格差が突出して大きい訳ではない（ただし、G7 諸国限定では高い水準にある）。また、貧困率についてもほぼ同様の傾向が見られる。
- ② 現役世代の所得格差は、年齢総数のそれと同様の傾向がある。貧困率も同様の傾向にある。現役世代の貧困を少なくなる施策として、低賃金労働者や無職世帯に居住する者を減らすための施策が有効である。
- ③ 子どもの貧困率を見ると、年齢総数の者よりも大きく、我が国も若干高めに位置している。子どものいる世帯のタイプ別に見ると、ひとり親で無業の世帯ほど貧困率が高い。税や社会保障による貧困減少機能がこの世帯に対しても働いているが、我が国の場合はその程度が諸外国に比べて小さい。
- ④ 高齢者の所得水準は現役世代と比べて遜色のない水準（70～90%）にあり、我が国の場合は 80%程度で安定している。高齢期の所得格差に影響を与えるものとして、家族形態や所得源としての社会保障や財産所得がある。こうしたことを念頭に置いて高齢者のジニ係数を見ると、OECD 加盟国全体では、年齢総数と比べて小さい。ただし、我が国は反対の結果が得られた。

我が国の所得格差は拡大傾向にあるが、OECD 加盟国の中では中位にあり、突出して我が国の所得格差が大きいとはいえないことが確認された（ただし、G7 諸国限定では高い水準にある）。また、高齢者の所得格差についても、我が国の状況が OECD 加盟国の中では特有の位置にあることも明らかになった。そして、子どもの貧困率については、①その所属する世帯により大きく異なること、②税や社会保障による貧困減少機能が諸外国よりも大きくないことも明らかになった<sup>20</sup>。

所得格差における OECD 諸国の状況と共に我が国の位置がこれほど詳細に明らかになったことは、所得格差について精密な議論を行うための環境が一つ整ったものであると言える。高齢者の所得格差については、これが現役世代よりも大きくなるのは当然であるという見方をする場合がある。しかし、今回の報告書はこの「当たり前」のことを否定する結果が示された。報告書にもあるように、高齢者の所得格差には家族構成、社会保障給付の役割等が大きく関係しており、これらの状況の違いを分析することで、高齢者の所得格差がなぜ生じるかを明らかにする手がかりを得ることができる。また、我が国をはじめ、OECD 加盟国では少子・高齢化が進展しており、今後もその傾向が続くが、それでも人口の多くは現役世代で占められる。そういった意味では彼らの間における所得格差の状況やその背景等を明らかにすることが重要になる。その成果はどのような政策を取ることが所得格差の是正（過度な貧富の差の是正）に有効であるかを明らかにすることにもつながるものと思われる。また、我が国をはじめ、社会保険方式で公的年金を運営している国々では、現役時代の所得（保険料）水準が年金受給額に反映される。このことは、最低保障年金の存在を考慮しても、現役時代の所得格差が高齢期にも反映されることになる。そうし

<sup>20</sup> 今回の分析では、同じ OECD 加盟国である韓国は分析に含まれなかった。我が国の所得格差については、アングロ・サクソン諸国や南欧諸国と類似の様相を呈しているが、アジア独自の背景があるのか、といった点を明らかにするには日本のデータだけでは困難な面があるものと思われる。

た意味では、高齢者の所得格差の今後を見通し、将来の高齢世代にどのような所得保障政策を行うことが有効であるかを明らかにすることを目的とすることでも、現役世代の所得格差に着目することは有効であるといえよう。

また、少子化が進行する中、次世代の育成が大きな政策課題となっている。それは、保健・医療、福祉サービスだけでなく、経済的な支援（所得保障、就業支援等）も重要な柱であるといえよう。特に、離婚等の増加により、ひとり親世帯、特に母子世帯が増加している中、彼らの経済力が他の世帯に比べて低いことは各種の統計や白書において指摘されている。今回の研究では、我が国では彼らとの間の貧困率が高く、税や社会保障の効果も諸外国よりも小さいことが、他の OECD 加盟国との比較で明らかになった<sup>21</sup>。これに対して、我が国では、児童扶養手当制度の見直し、就業支援等が進められつつあり、これらの施策が効果を発揮することが期待される。

そして、高齢者に対する所得保障、雇用対策等の方向性は 2001 年 12 月に改訂版が閣議決定された「高齢社会対策大綱」で明らかにされており、現在その方針に沿った形で施策が進められている。一方、若年層については、2003 年 12 月に「青少年育成施策大綱」が改訂され、2004 年 6 月には「少子化社会対策大綱」が策定された。これらの大綱の中には、若年層の自立に関する施策の方向性が盛り込まれている。様々な人々に対する異なった性格の施策を実施することで、それぞれの施策が持つ直接の目的とともに、所得格差の過度な拡大を抑えることができるものと考えられる。こうした施策が効果を発揮することを期待するとともに、有効な施策の立案につながるような研究を進めていくことが重要ではないかと思われる。

（資料）

- 1) 橋木俊詔（1998 年）,『日本の経済格差』,岩波書店.
- 2) OECD(2004),” Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s”.
- 3) 太田清（2000 年）,「国際比較からみた日本の所得格差」『日本労働研究雑誌』480 号, pp.33-40.
- 4) 白波瀬佐和子（2002 年）,「日本の所得格差と高齢者世帯—国際比較の観点から」,『日本労働研究雑誌』,第 44 巻 500 号 pp.72-85.
- 5) 清家篤・山田篤裕（2004 年）,『高齢者就業の経済学』,日本経済新聞社.
- 6) 船岡史雄（2001 年）,「日本の所得格差についての検討」,『経済研究』,第 52 巻 2 号, pp. 117-131.
- 7) 経済企画庁経済研究所（1998 年）,「日本の所得格差—国際比較の視点から—」（経済分析 政策研究視点シリーズ 11）,経済企画庁経済研究所.
- 8) Sawyer (1976), "Income distribution in OECD countries", OECD Economic Outlook, Occasional Studies, Paris.
- 9) OECD (1996) ” Income Distribution in OECD Countries” .
- 10) A.B.Atkinson(1995),” Incomes and the welfare state” , Cambridge univ. press.
- 11) OECD (2001) ” Ageing and Income” .
- 12) 山田篤裕（2002 年）,「引退期所得格差の OECD9 カ国における動向、1985-95 年—社会保障資源配分の変化および高齢化、世帯・所得構成変化の影響—」,『季刊社会保障研究』,第 38 巻 3 号 pp.212-228.
- 13) 河野稠果（1987 年）,「人口高齢化における子供と老人の幸福」,『人口問題研究』,第 184 号,pp.1-18.

<sup>21</sup> 厚生労働省は 2004 年、「母子世帯白書」をはじめ作成し、母子世帯の経済状態を分析している。内閣府では、2004 年 11 月末に「少子化社会白書」をはじめ公表し、同様の分析を行っている。

- 14) 高山憲之・有田富美子（1996年）,『貯蓄と資産形成』（一橋大学経済研究叢書）,岩波書店.
- 15) 山田篤裕（2003年）,「高齢期における貧困・貧困度－2001年－」「日本の所得格差の趨勢と現状－国際比較の観点から－」,『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』（平成14年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業））.
- 16) 厚生省（2000年）,『平成12年版厚生白書』,ぎょうせい.
- 17) 小島克久（2001年）,「高齢者の所得格差」,『人口学研究』,第29号,pp.43-52.
- 18) 内閣府（2002年）,『平成14年版高齢社会白書』,財務省印刷局.
- 19) 小島克久（2003年）,「高齢者の健康状態と所得格差」,『人口学研究』,第33号,pp.85-96.
- 20) A.F. Shorrocks（1982）,"Inequality decomposition by factor components",  
Econometrica, Vol.50, No. 1, p.195 and p.216.
- 21) U.S. Department of Commerce（1993）,"Standardization and Decomposition of Rates:  
A User's Manual", Current Population Reports, P23-186.
- 22) UNICEF（2005）,"Child Poverty in Rich Countries", Innocenti Report Cards, 6.

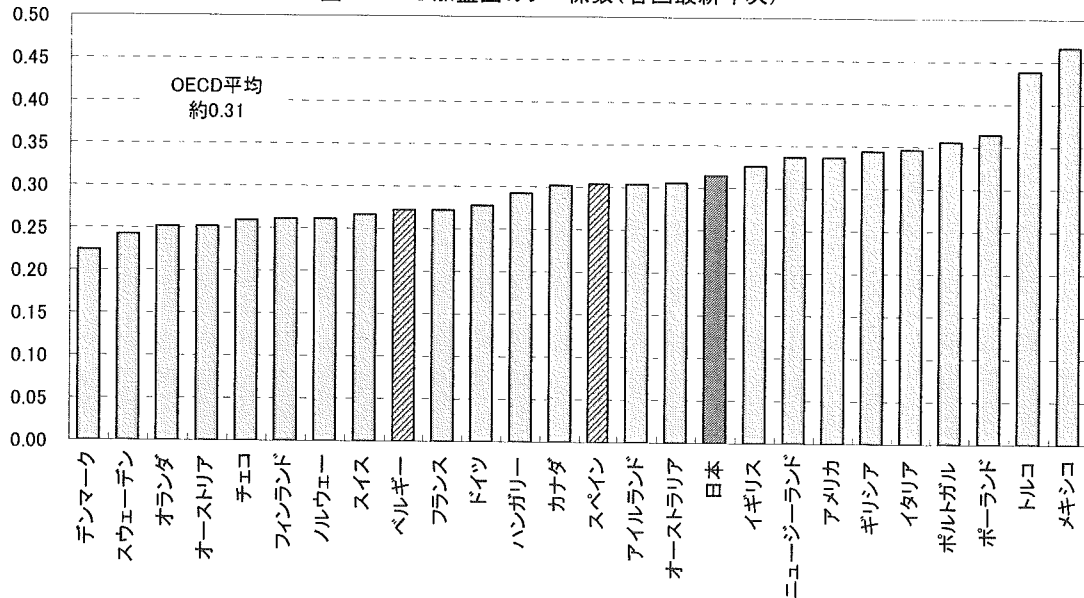
(図表編)

表1 使用された調査

国	調査	国	調査
オーストラリア	Household Expenditure Survey	アイルランド	Survey of Income Distribution Living in Ireland Surv
オーストリア	Micro census	イタリア	Bank of Italy Survey of Household Income and Weal
ベルギー		日本	厚生労働省「国民生活基礎調査」
カナダ	Survey of Consumer Finance	メキシコ	Survey of Household Income and Expenditure
	Survey of Labour and Income Dynamics	オランダ	Income Panel Survey
チェコ	Microcensus	ニュージーランド	Household Economic Survey
	The social situation of households survey	ノルウェー	The Income Distribution Survey
デンマーク	The Danish Law Model System	ポーランド	Consortium for Household Economic Research Pan
フィンランド	Household Budget Survey	ポルトガル	Household Budget Survey
	Finish Income Distribution Survey	スペイン	Continuous survey of household budget
フランス	Family Budget Survey	スウェーデン	Income Distribution Survey
ドイツ	Socio-Economic Panel	スイス	Income and Consumption Survey
ギリシア	Household Budget Survey	トルコ	Household Income and Consumption Survey
ハンガリー	Hungarian Household Panel	イギリス	Family Expenditure Survey
	Household Monitor Survey	アメリカ	Current Population Survey

資料: OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"  
 注: ベルギーについては記載なし

図1 OECD加盟国のジニ係数(各国最新年次)



資料: OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"  
 注: ベルギーとスペイン以外は2000年頃の数値。

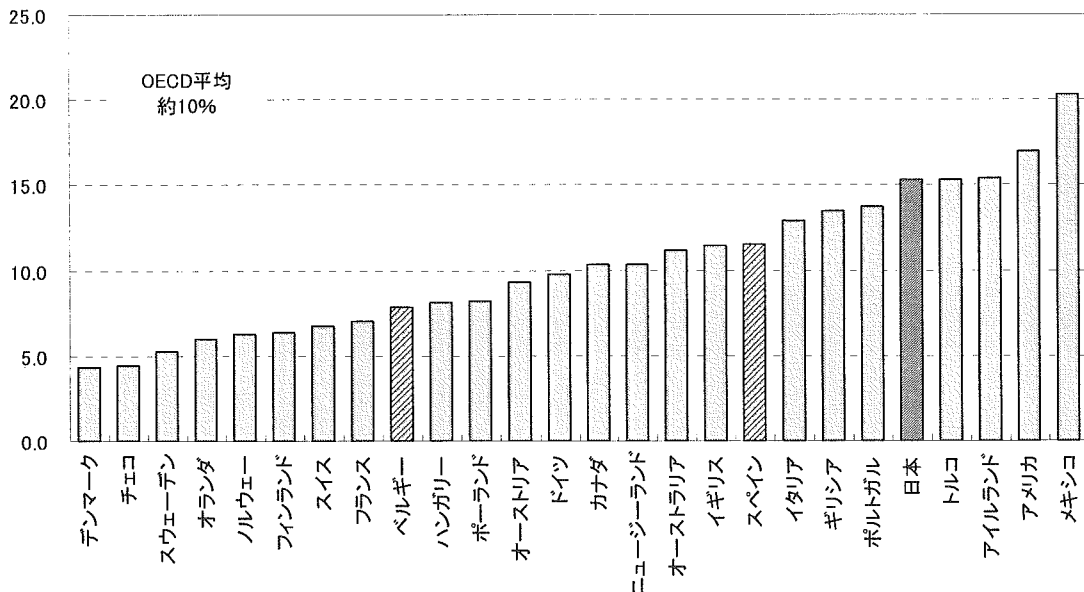
表2 OECD諸国におけるジニ係数変化の動向

	縮小			ほとんど変化なし	拡大		
	著しい縮小	相当な縮小	わずかな縮小		わずかな拡大	相当な拡大	著しい拡大
1970年代半ばから1980年代	ギリシア	フィンランド スウェーデン	カナダ		オランダ	アメリカ	イギリス
1980年代半ばから1990年代		スペイン	オーストラリア デンマーク	オーストリア カナダ フランス ギリシア アイルランド アメリカ	ベルギー ドイツ 日本 スウェーデン	チェコ フィンランド ハンガリー オランダ ノルウェー ポルトガル イギリス	イタリア メキシコ ニュージーランド トルコ
1990年代半ばから2000年頃		メキシコ トルコ	フランス アイルランド	オーストリア チェコ ドイツ ハンガリー イタリア オランダ ニュージーランド ポルトガル アメリカ	オーストリア カナダ デンマーク ギリシア 日本 ノルウェー ポーランド イギリス		フィンランド スウェーデン

資料: OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注: 縮小および拡大の程度の区分はそれぞれの年次間のジニ係数の変化を基準にして、以下のように分類。著しい縮小(拡大)はジニ係数12%超の変化、相当な縮小(拡大)は7~12%の変化、わずかな縮小(拡大)は2~7%の変化、ほとんど変化なしは2%以内の変化。それぞれの年次間でジニ係数の数値がある国での変化。

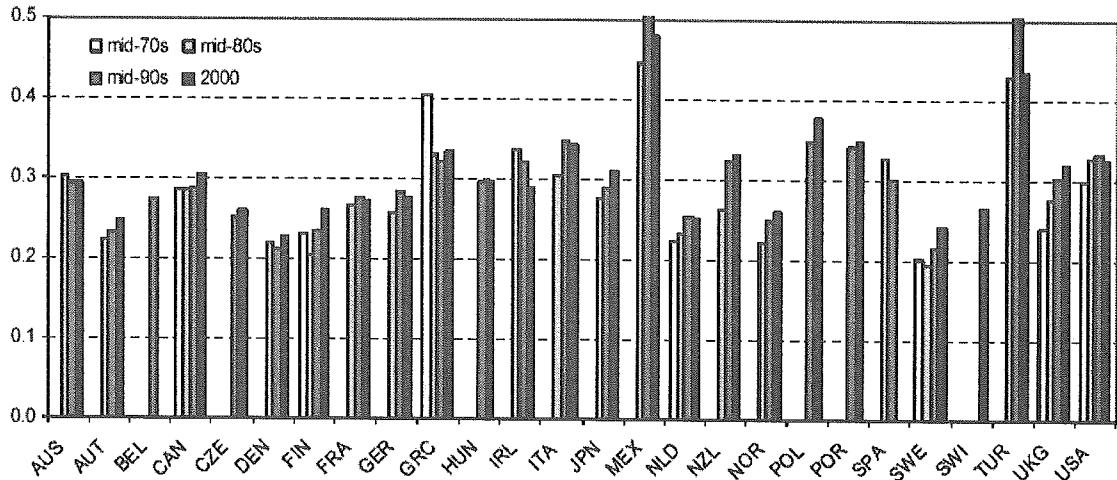
図2 OECD加盟国の貧困率(各国最新年次の可処分所得中央値50%を基準)



資料: OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注: ベルギーとスペイン以外は2000年頃の数値。

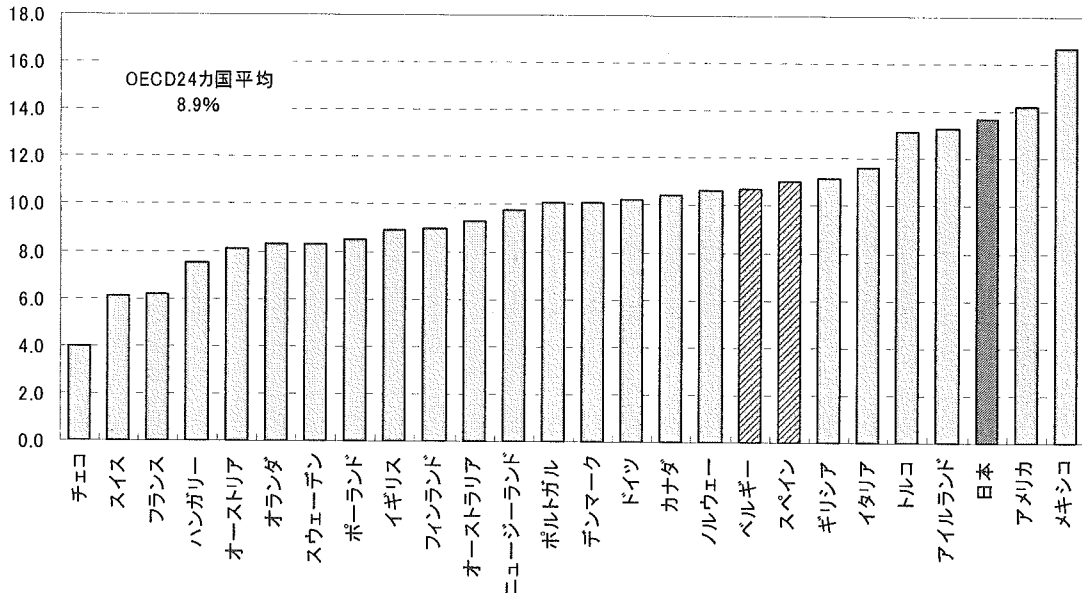
図3 現役世代（18～64歳）のジニ係数



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は以下の通り、AUS:オーストラリア、AUT:オーストリア、BEL:ベルギー、CAN:カナダ、CZE:チェコ、DEN:デンマーク、FIN:フィンランド、FRA:フランス、GER:ドイツ、GRC:ギリシア、HUN:ハンガリー、IRL:アイルランド、ITA:イタリア、JPN:日本、MEX:メキシコ、NLD:オランダ、NZL:ニュージーランド、NOR:ノルウェー、POL:ポーランド、POR:ポルトガル、SPA:スペイン、SWE:スウェーデン、SWI:スイス、TUR:トルコ、UKG:イギリス、USA:アメリカ。ドイツは、旧西ドイツ。

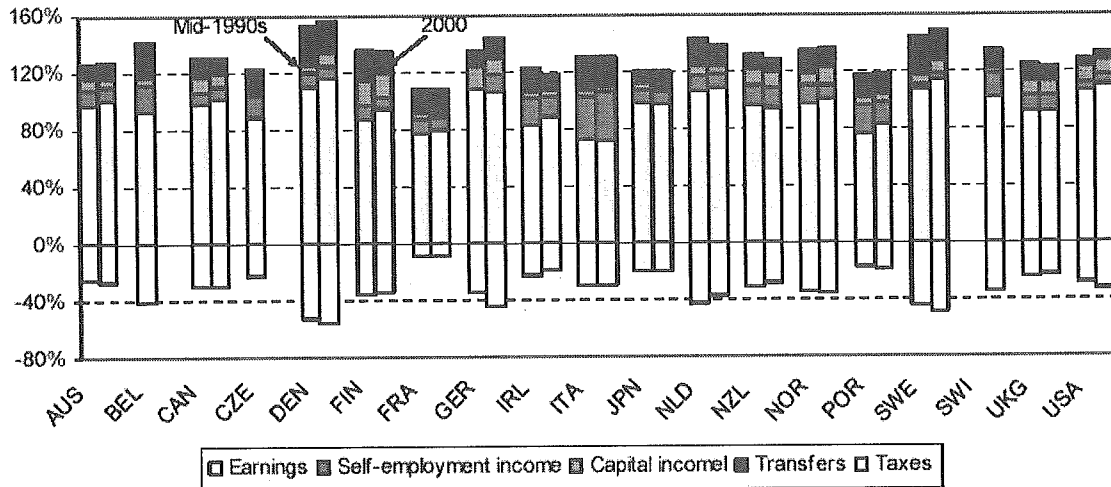
図4 OECD加盟国の貧困率（18-64歳、各国最新年次の可処分所得中央値50%を基準）



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：ベルギーとスペイン以外は2000年頃の数値。平均はこれらの国を除いたもの。

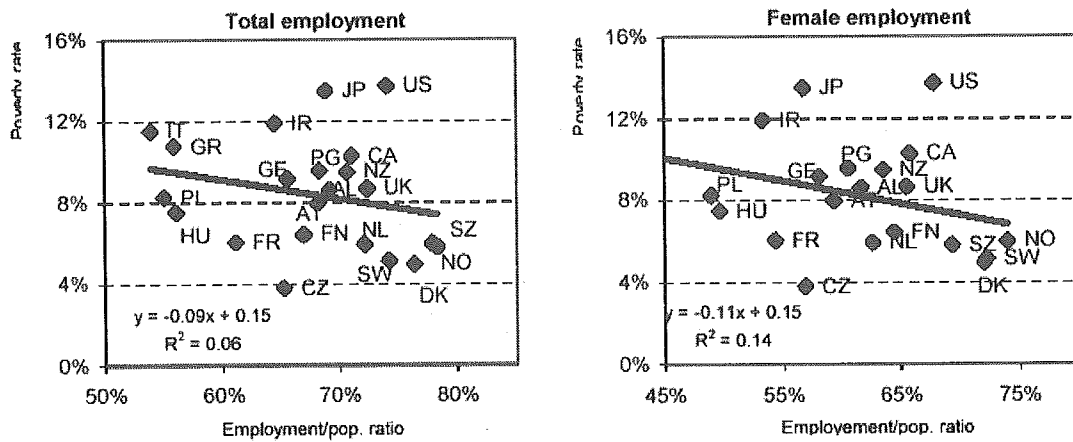
図5 現役世代の所得等の種類別構成比（可処分所得=100%）



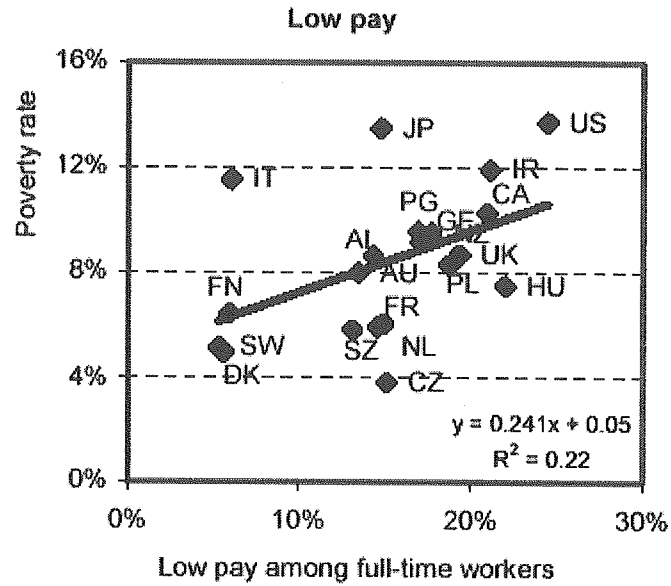
資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"  
 注：国の記号は図3と同じ。

図6 現役世代の貧困率と就労に関する指標との関係

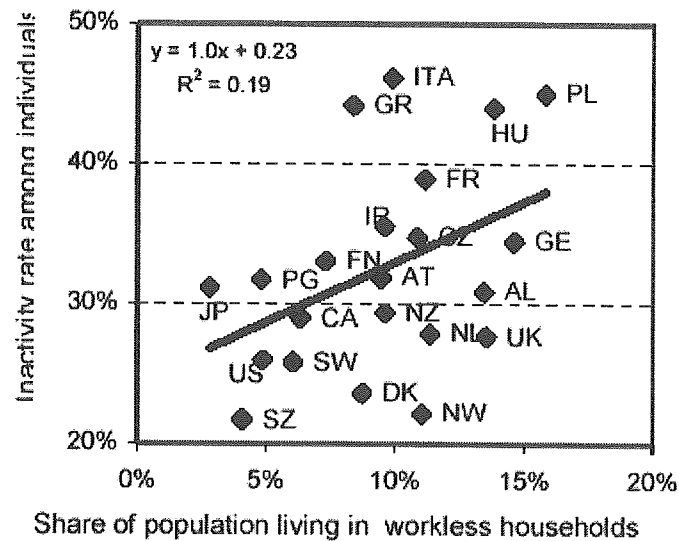
(1) 労働力率との関係



(2) 低賃金労働者の割合との関係



(3) 無職世帯に住む者の割合との関係

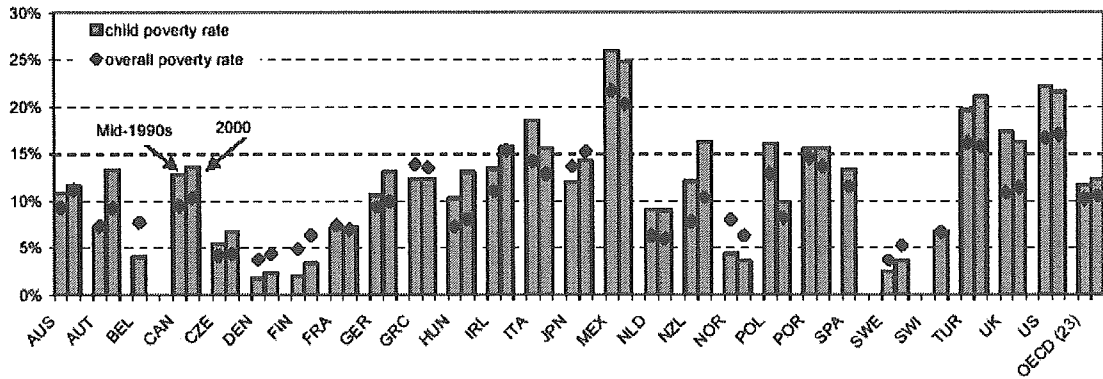


資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：ここでいう労働力率とは18～64歳の労働力人口の当該人口に占める割合のことである。低賃金労働者とは、正規雇用の労働者のうち、その賃金が当該労働者の平均賃金の3分の2を下回るものをいう。

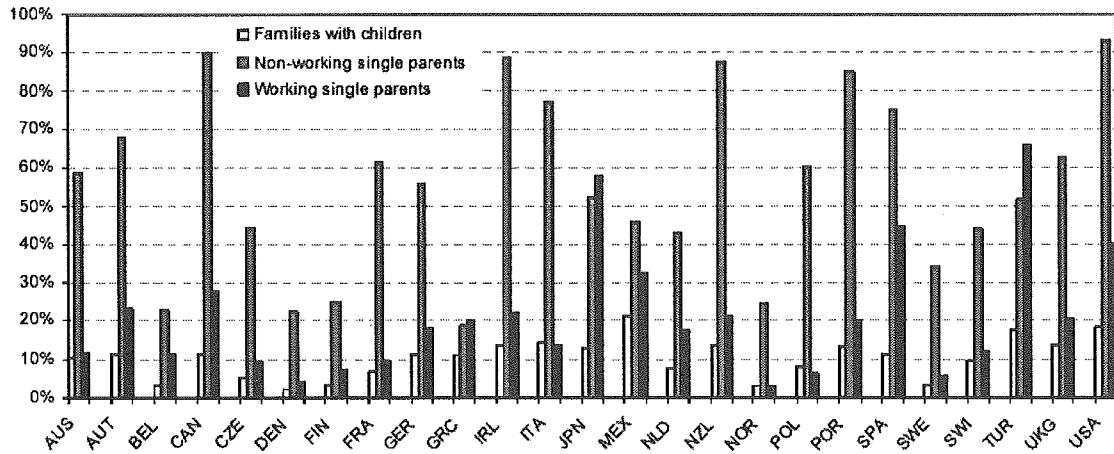


図7 子ども（18歳未満）の貧困率



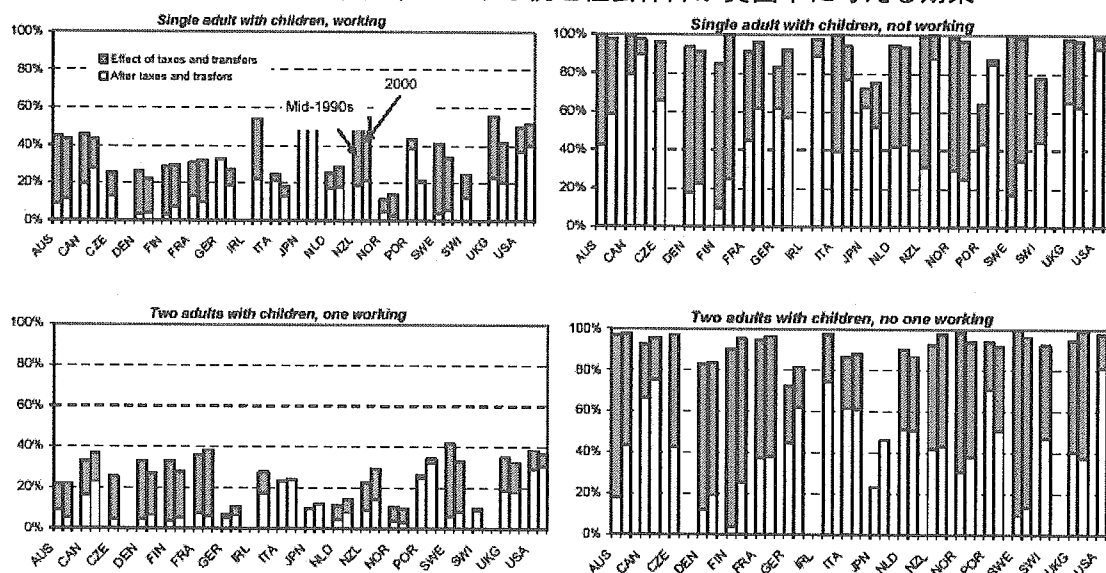
資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"  
 注：国の記号は図3と同じ。

図8 ひとり親世帯に住む子ども（18歳未満）の貧困率



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"  
 注：国の記号は図3と同じ。ベルギーとスペインは1995年のデータ。

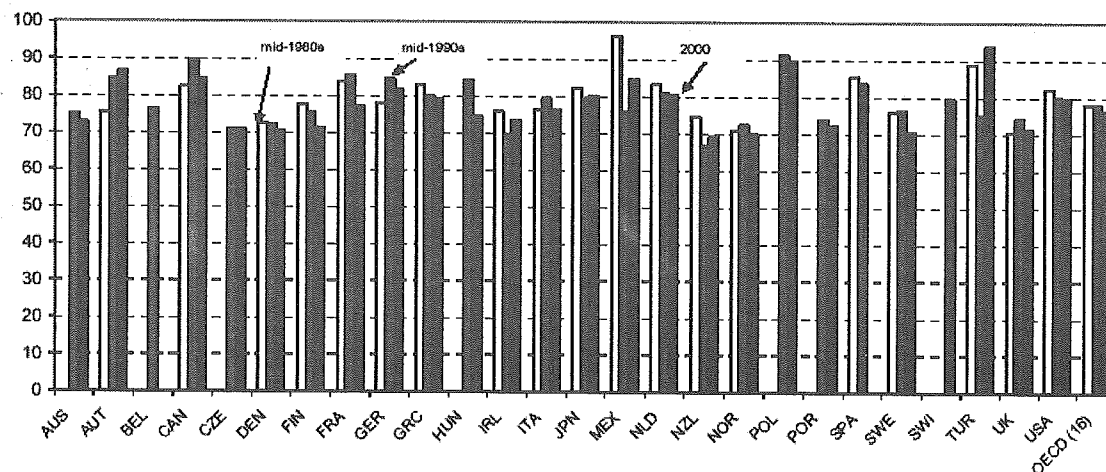
図9 ひとり親世帯における税と社会保障が貧困率に与える効果



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図3と同じ。

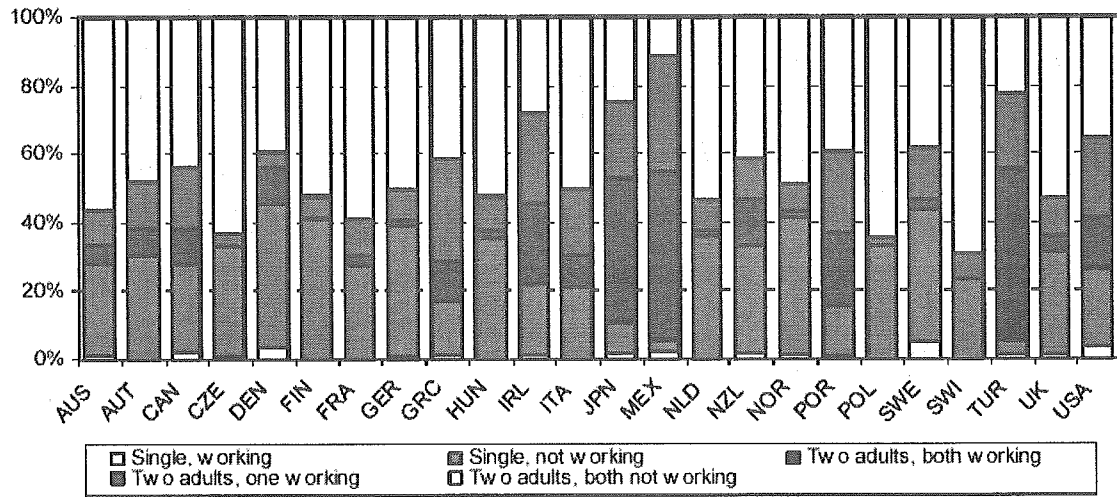
図10 高齢者の所得水準（51～64歳の所得に対する割合）



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図3と同じ。

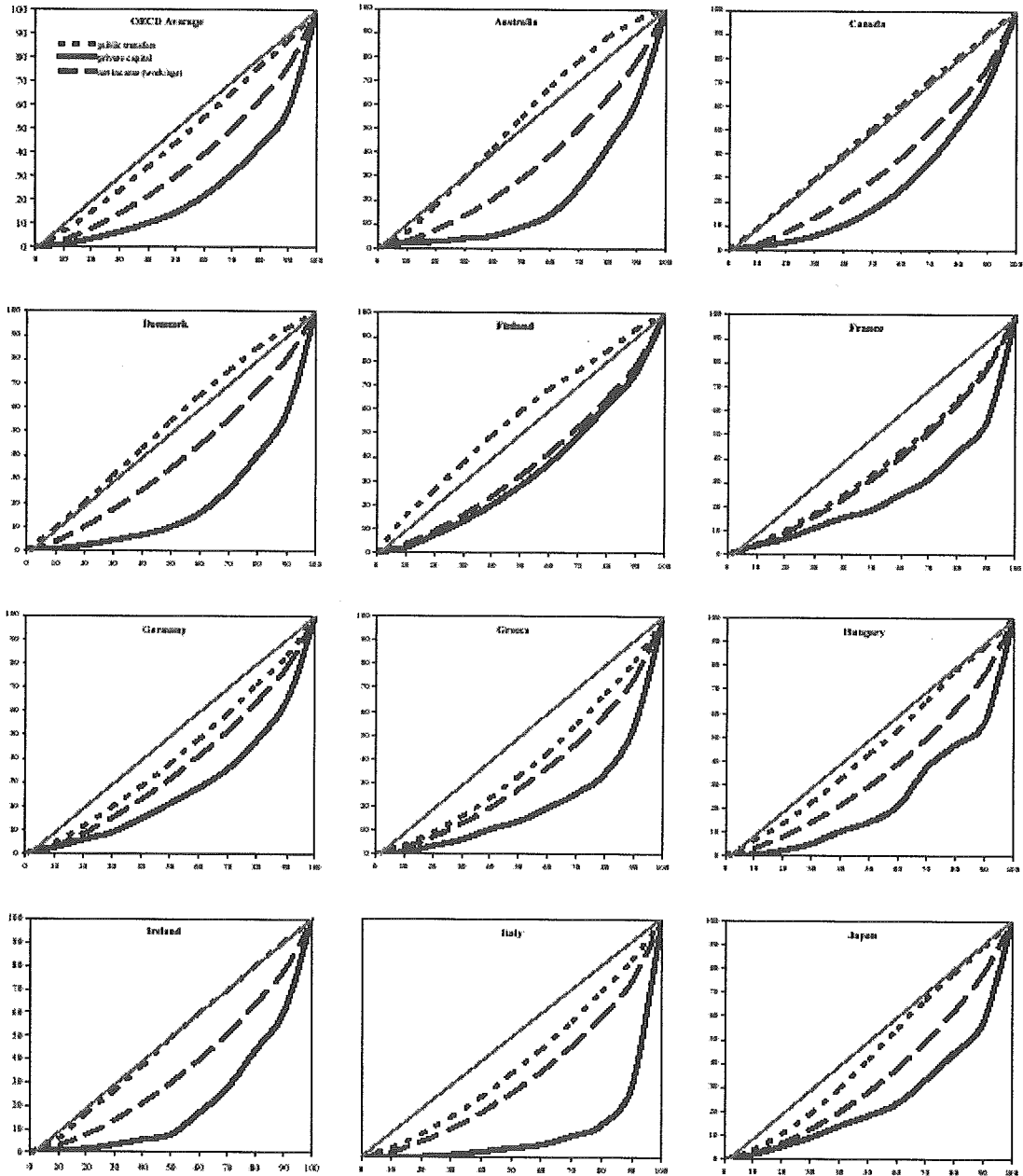
図 11 高齢者世帯（世帯主年齢 65 歳以上）の家族構成（2000 年頃）



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図 3 と同じ。

図12 高齢者の所得の種類別ロレンツ曲線



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"  
 注：国の記号は図3と同じ。